

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 3 月27日
【会社名】	東京建物不動産販売株式会社
【英訳名】	Tokyo Tatemono Real Estate Sales Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 種橋 牧夫
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番 1 号
【電話番号】	03(3342)6277 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長 瀬田川 均
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番 1 号
【電話番号】	03(3342)6277 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長 瀬田川 均
【縦覧に供する場所】	東京建物不動産販売株式会社 横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目 5 番10号) 東京建物不動産販売株式会社 津田沼支店 (船橋市前原西二丁目12番 7 号) 東京建物不動産販売株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目20番 8 号) 東京建物不動産販売株式会社 関西支店 (大阪市中央区本町三丁目 4 番 8 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年3月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年3月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額287,618,569円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年3月26日

第2号議案 当社と東京建物株式会社との株式交換契約承認の件

平成27年2月12日開催の当社取締役会において、東京建物株式会社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日、両社の間で締結した株式交換契約を承認する。

第3号議案 定款一部変更の件

グループ会社相互の連携強化と業務効率向上のため、本店所在地を東京都中央区へ変更し、併せて、本変更の効力は平成27年4月13日をもって発生する旨の附則を設ける。

第4号議案 取締役8名選任の件

種橋牧夫、輿水秀一郎、室井透、那須健二、三上清志、瀬田川均、小塩昌輝、木村了の8名を取締役に選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役横山裕氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されるので、その補欠として黒須正氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	賛成割合 (%)	反対割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	358,267	769	0	(注) 1	可決	99.8%	0.2%
第2号議案 当社と東京建物株式会社との株式交換契約承認の件	357,696	1,350	0	(注) 2	可決	99.6%	0.4%
第3号議案 定款一部変更の件	357,854	1,182	0	(注) 2	可決	99.7%	0.3%
第4号議案 取締役8名選任の件							
種橋牧夫	357,919	1,116	0	(注) 3	可決	99.7%	0.3%
興水秀一郎	358,191	844	0	(注) 3	可決	99.8%	0.2%
室井透	358,191	844	0	(注) 3	可決	99.8%	0.2%
那須健二	358,191	844	0	(注) 3	可決	99.8%	0.2%
三上清志	358,186	849	0	(注) 3	可決	99.8%	0.2%
瀬田川均	358,191	844	0	(注) 3	可決	99.8%	0.2%
小塩昌輝	358,191	844	0	(注) 3	可決	99.8%	0.2%
木村了	356,768	2,267	0	(注) 3	可決	99.4%	0.6%
第5号議案 監査役1名選任の件							
黒須正	358,006	1,015	0	(注) 3	可決	99.7%	0.3%

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。